

資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

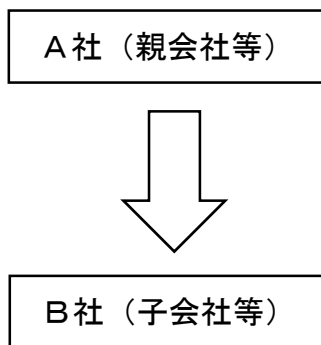
《同一入札へ参加制限される場合》

1 資本関係

次のいずれかに該当する二者以上の場合には、同一入札に参加することができません。

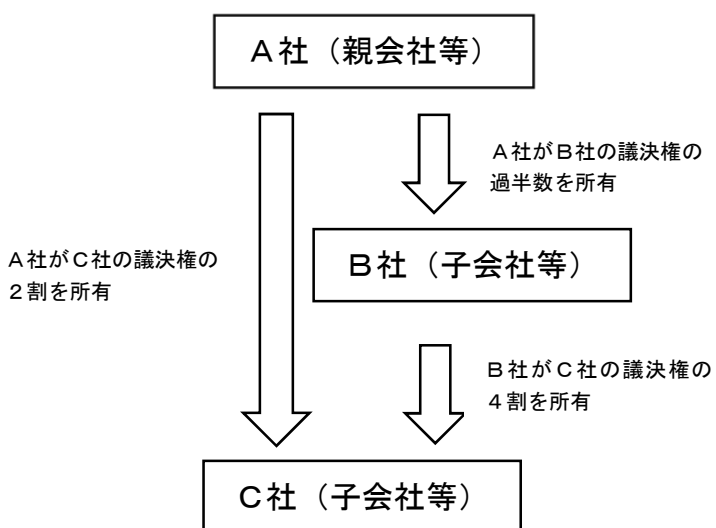
- ①子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ②親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

ケースⅠ 直接過半数の議決権を有している場合



A社がB社の議決権の過半数を所有
又は
A社の役員がB社の取締役会等の構成員における自己役員数の割合が過半数を所有

ケースⅡ 親会社等と子会社等を合わせて議決権の過半数を有している場合



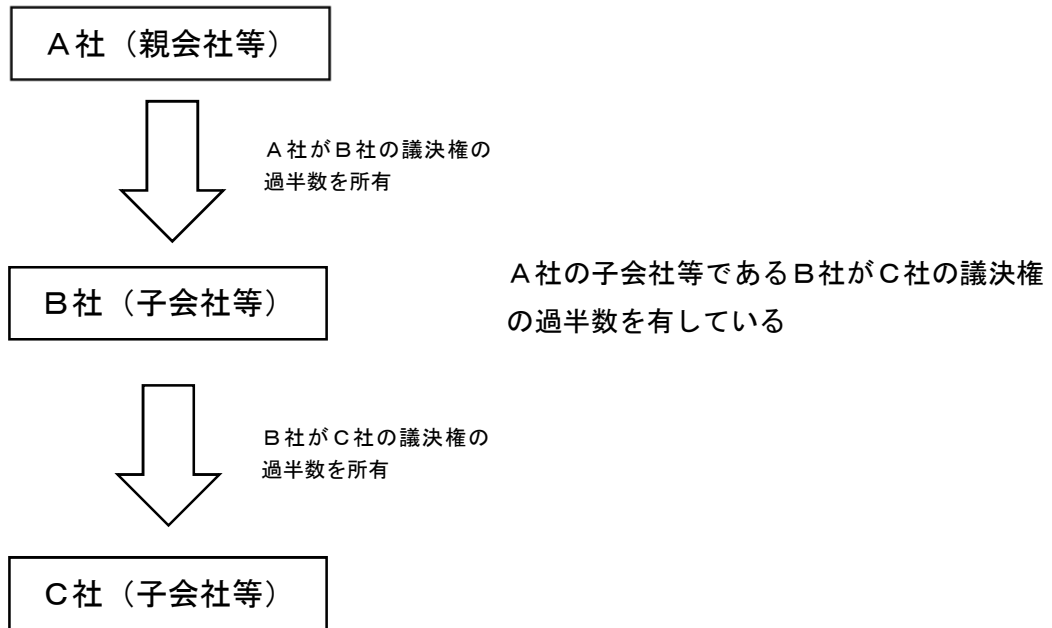
A社がC社の議決権の2割を所有

A社がB社の議決権の過半数を所有

B社がC社の議決権の4割を所有

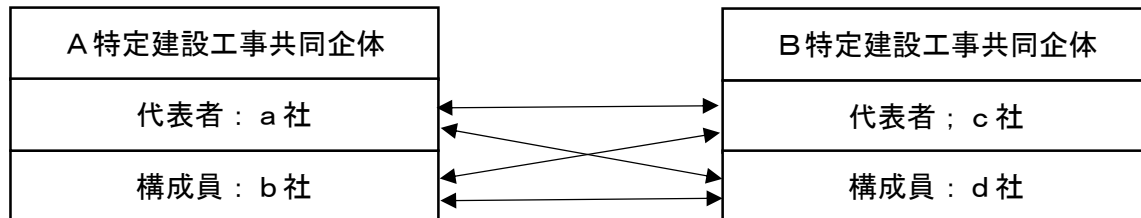
A社及びA社の子会社等であるB社がC社の議決権の過半数を有している

ケースⅢ 子会社等が議決権の過半数を有している場合



ケースⅣ 特定建設工事共同企業体 (JV) の場合

矢印で結ばれた2社の間に、資本関係又は人的関係がある場合には、同一の入札への参加が認められません。



2 人的関係

次のいずれかに該当する二者以上の場合には、同一入札に参加することができません。

- ①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
(会社等の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合を除く。)
- ②一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ④一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員と夫婦関係にある場合
- ⑤一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員と親子又は兄弟姉妹の関係にある場合で、その者の所在地が同一の場合

3 その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

【子会社等、親会社等の定義】

①会社法に規定する子会社等（子会社）・親会社等（親会社）

会社法第2条第3号

子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社はその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

会社法第2条第3号の2

子会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 子会社

ロ 会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

会社法第2条第4号

親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

会社法第2条第4号の2

親会社等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 親会社

ロ 株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

【役員の定義】

①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

②取締役（社外取締役を含む。ただし委員会等設置会社の取締役を除く。）

③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

⑤財団法人等における理事長

⑥個人事業者である場合は、その個人事業主

※「監査役」、「執行役員」、「監事」及び「事務局長」は含みません。